

# 木城町地域防災計画

平成 26 年度改訂  
(平成 29 年度修正)

---

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画編.....	1
第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1
第3節 南海トラフ地震防災対策推進地域.....	1
第2章 災害予防計画.....	3
第1節 地震防災上緊急に整備すべき計画.....	3
第2節 広域災害に備えた連携体制の整備計画.....	4
第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	4
第4節 防災訓練計画.....	5
第3章 災害応急対策計画.....	6
第1節 広域防災体制の確立.....	6
第2節 広域応援活動.....	6
第3節 関係者との連携協力の確保.....	7
第4節 円滑な避難の確保及び迅速な救助.....	9

# 第4編 南海トラフ地震 防災対策推進計画編



## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

### 第1章 総則

#### 第1節 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する円滑な避難の確保、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

#### 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、町内の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「共通対策編 第1章 第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」のとおり。

#### 第3節 南海トラフ地震防災対策推進地域

##### 1. 推進地域の指定

特別措置法第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日内閣府告示第21号により、県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

##### 2. 指定基準

推進地域の指定基準は、以下のとおりであり、推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進することとなった。

##### 2.1 震度に関する基準

震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。）

##### 2.2 津波に関する基準

「大津波」（3メートル以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域。

##### 2.3 過去の地震による被害

(1) 過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域

については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

- (2) 「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。

### 3. 防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによって初めての的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」とし、その具体的運用は以下の通りとする。

- (1) 広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- (2) 周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

## 第2章 災害予防計画

---

### 第1節 地震防災上緊急に整備すべき計画

#### 1. 施設の整備

町は「共通対策編 第2章 第1節 災害に強い町土づくり、まちづくり」によるほか、特に次の事項について推進するものとする。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 土砂災害防止施設
- (5) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- (7) 通信施設の整備
  - ① 町防災行政無線
  - ② その他の防災機関等の無線

#### 2. 体制等の整備

##### 2.1 避難所開設に関連する計画の作成

- (1) 町は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ計画を作成するものとする。
- (2) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成するものとする。
- (3) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成するものとする。

## 第2節 広域災害に備えた連携体制の整備計画

町は、宮崎県市町村防災相互応援協定等により応援要請を受けた場合に備え、他市町村からの避難者の受け入れ及び物資支援の拠点の体制を整備する。

### 1. 広域避難者の受入体制の整備

町は、宮崎県市町村防災相互応援協定による応援要請又は広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の地域の避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、町は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。

### 2. 応援拠点の確保

町は、県内外の防災関係機関や応援部隊と連携し、被災地支援を行うため、応援活動組織の設置及び物資・人員の応援の受皿となる拠点を確保するため、あらかじめ応援拠点候補地を選定するものとする。

## 第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### 1. 町職員に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の内容について、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2. 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、以下のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

#### 2.1 教育方法

- (1) 印刷物
- (2) ビデオ等の映像
- (3) 各種集会の実施

## 2.2 具体的な教育

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

## 3. 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第4節 防災訓練計画

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (3) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
  - ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - ② 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - ③ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練



## 第3章 災害応急対策計画

---

### 第1節 広域防災体制の確立

災害発生直後は国や他都道府県からの応援が困難となることが想定されるため、できる限り県、町、防災関係機関等により対応できる体制作りを目指し、宮崎県市町村防災相互応援協定に基づき、対策を検討するものとする。

### 第2節 広域応援活動

#### 1. 応援拠点の開設・運用

あらかじめ定めた応援拠点の候補地の中から、応援部隊の活動及び応援のため県内外から流入する物資・人員の受皿となる広域応援拠点を選定し、開設及び運用するよう努める。

#### 2. 道路啓開支援

町は、他市町村の緊急輸送道路について、道路啓開が速やかに行われるよう支援するよう努める。

#### 3. 物資の調達・輸送応援

被災市町村からの要請に基づき、備蓄物資の提供や協定締結先から物資の調達を行う。

救援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。発災直後は、生活のための最低限必要な水、食料、毛布等の物資について、供給するものとする。

また、物資の支援は、県内市町村の要請に基づき実施するが、被災の状況等に応じて、自主的判断による物資支援を行うことも検討する。

#### 4. 他市町村からの避難者等の収容

##### 4.1 避難所開設の公示及び避難者の収容

町長は、他市町村の避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、避難者を誘導して保護する。

### 第3節 関係者との連携協力の確保

#### 1. 資機材、人員等の配備手配

##### 1.1 物資等の調達手配

町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

##### 1.2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

##### 1.3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、木城町防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

#### 2. 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は以下のとおり。

【資料 4-3-3-01 宮崎県市町村防災相互応援協定】

【資料 4-3-3-02 宮崎県消防相互応援協定】

【資料 4-3-3-03 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書】

【資料 4-3-3-04 九州・山口9県災害時相互応援協定】

【資料 4-3-3-05 災害時における LP ガス供給活動等に関する協定書】（社団法人宮崎県エルピーガス協会児湯支部）

【資料 4-3-3-06 災害時における救援物資提供に関する協定書】（南九州コカ・コーラボトリング株式会社）

【資料 4-3-3-07 緊急時対応型飲料水自動販売機・通常自動販売機の設置に関する協定書】（南九州ペプシコーラ販売株式会社）

【資料 4-3-3-08 災害時における相互応援に関する協定書】（一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団）

【資料 4-3-3-09 一ツ瀬川地区かんがい用水施設管理協定書】（木城町消防団）

【資料 4-3-3-10 宮崎県木城町と埼玉県毛呂山町における災害時相互応援に関する協定書】（埼玉県毛呂山町）

【資料 4-3-3-11 西都児湯広域市町村における災害時相互支援に関する協定書】

【資料 4-3-3-12 木城町における大規模な災害時の応援に関する協定書】（国土交通省九

州地方整備局)

【資料 4-3-3-13 宮崎県中部地区水道企業協議会災害時相互応援に関する協定】(宮崎県中部地区水道企業協議会)

【資料 4-3-3-14 災害時における救援物資提供に関する協定書】(宮崎県農協果汁株式会社)

【資料 4-3-3-15 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(新納荘)】(社会福祉法人 清和会 特別養護老人ホーム 新納荘)

【資料 4-3-3-16 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(仁の里)】(社会福祉法人 善仁会 複合型福祉施設 仁の里)

【資料 4-3-3-17 災害時における木城町内郵便局、木城町間の相互協力に関する覚書】(木城町内郵便局)

【資料 4-3-3-18 災害時における用水使用に関する協定書】(木城町消防団・尾鈴土地改良区・小丸川土地改良区)

【資料 4-3-3-19 宮崎河川国道事務所管内光ファイバー網の相互接続等に関する協定書】(国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所)

【資料 4-3-3-20 災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書】(西日本電信電話株式会社宮崎支店)

【資料 4-3-3-21 災害時における物資供給に関する協定書】(NPO 法人コメリ災害対策センター)

【資料 4-3-3-22 大規模災害時における行政手続相談等に関する協定書】(宮崎県行政書士会)

【資料 4-3-3-23 災害時における防災業務等に関する協定書】(宮崎県建設機リース業協会)

【資料 4-3-3-24 災害等応援協定書】(木城町建設グループ)

(2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

### 3. 帰宅困難者への対応

町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

## 第4節 円滑な避難の確保及び迅速な救助

### 1. 避難対策等

町は災害救助法の適用となる避難対策について、「共通対策編 第3章 第9節 避難所の開設・運営」のとおり適切な対応を行うものとする。

#### 1.1 自主防災組織及び施設における措置

自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災対本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

#### 1.2 避難行動要支援者への避難支援

避難行動要支援者に対しては、次の点に留意するものとする。

- (1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- (2) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

#### 1.3 外国人、出張者等に対する避難誘導

町は、消防団、自主防災組織等と連携し、外国人、出張者等を避難誘導等を行うものとする。

#### 1.4 避難所における救護上の留意事項。

- (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は以下のとおり。
  - ① 収容施設への収容
  - ② 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
  - ③ その他必要な措置
- (2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
  - ① 流通在庫の引渡し等の要請
  - ② 県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
  - ③ その他必要な措置

### 2. 町が自ら管理を行う施設等に関する対策

#### 2.1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、公共施設等の管理上の措置はおおむね以下のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ② 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 水、食料等の備蓄
- ⑤ 消防用設備の点検、整備
- ⑥ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

(2) 個別事項

具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

- ① 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ② 学校、職業訓練校、研修所等
- ③ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- ④ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

## 2.2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 町の措置

町は、2.1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難所となる施設、学校施設、社会教育施設等の措置

この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は2.1の(1)又は2.1の(2)に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

## 2.3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

## 2.4 迅速な救助

救助活動については、「共通対策編 第3章 第4節 救助・救急及び消火活動」に定め

るところによるものとし、特に次の措置を講ずるものとする。

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町及び東児湯消防本部は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

(2) 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。